

浦添市介護保険事業者事故報告取扱要領

1 目的

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設が実施する介護保険サービスの提供により発生した事故を、浦添市及び事故が発生した事業者が所在する市町村（以下「保険者等」という。）が把握するとともに、事業者による事故への速やかな対応と事故防止への取り組みを支援、促進する事により、介護サービスの質の向上と安心して利用できるサービス提供体制の確立を目指す事を目的として定める。

2 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「各事業者」という。）が行う介護保険サービスとする。

3 報告の範囲

各事業者は次に該当する場合、保険者等に報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故、その他重大な人身事故が発生した場合

ア「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故を含む。また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業者内にいる間は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

イ けがの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものとする。

ウ 事業者側の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失によるけがであっても、イに該当する場合は報告すること）

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）は、報告すること。

オ 利用者が、事故発生からある程度の期間を経てから死亡した場合は、速やかに連絡若しくは報告書を再提出すること。

(2) 各事業所は、次のア、イ又はウの場合は、迅速に報告するとともに、併せて管轄する保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じること。具体的には、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日健発0222002号、薬食発第0222001号、雇時発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号）」に準じ対応すること。

ア 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

- イ 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に報告が必要と認められる場合
- (3) 従業員の法令違反及び不祥事等により、利用者へのサービスの提供に影響を及ぼすおそれのある事故（利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故など）が発生した場合
- (4) その他、報告が必要と認められる事故（利用者の行方不明、自然災害、火災、盗難等の発生により、利用者に影響があるもの）が発生した場合

4 報告先

各事業者は、3で定める事故が発生した場合は、保険者等対し速やかに報告すること。

- ア 保険者と各事業者が所在する市町村が同一である場合は、保険者のみに報告を行う。
- イ 報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱に十分に注意すること。

5 報告の方法

事業者は、事故発生後、速やかにその事故の概要について、保険者等へ電話又は F A X で報告すること。（第一報）

2 事業者は第一報の後、事故処理の区切りがついたところで、処理の経過を含めて別紙「介護保険事業者報告書」（第 1 号様式）により、文書で保険者等へ報告すること。

6 報告に対する対応

浦添市は、事業者からの事故報告に基づき、事故にかかる状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて必要な対応（事実確認、指導監査等）を行うものとする。

2 事業者への事実確認等において必要がある場合は、浦添市は次の場合において所在市町村へ協力を求めるものとする。

- (1) 浦添市が事業者と遠隔地にあり、事故状況の把握等が困難な場合
- (2) 虐待が疑われ、被事故者の安全を迅速に確保する必要がある場合
- (3) その他

3 浦添市は、発生した事故が指定基準違反のおそれがある場合又は以下の事由による事故の場合は県（高齢者福祉介護課介護指導班）に連絡を行う。

- (1) 事故により利用者が死亡した場合

(2) 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっている場合

(3) その他、事例を他の事業者へ情報提供することにより、同様の事故の発生
の防止に資すると思われる場合

4 浦添市は、利用者・家族から事業者の対応に関して苦情があった場合は、随
時事業者へ事実確認を行うとともに、必要に応じて利用者・家族に対し、沖縄県国
民健康保険団体連合会の苦情申し立て制度を紹介のうえ、連絡調整を行うものとし
る。

附則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和3年12月1日から施行する。